

3 . 教員組織

【概要】

高度な職業上の倫理観、専門的能力、応用能力・論理展開能力等を基礎とする高度の思考能力および判断力を有する質の高い会計専門職業人の養成のため、本会計大学院では、各領域の理論の基本と骨格を理解するための科目については主に研究者教員を、また、より高度な実践的判断力や論理的思考能力の養成をするための科目については主に実務家教員を配置している。加えて研究者教員と実務家教員が連携、協力する体制での実績が着実に積み重ねられており、例えば領域・系列別教員分科会では、教育内容や方法について研究者・実務家の区別なく活発な討議が行われている。また、研究者と実務家の共同研究により「ビジネス・シミュレーション」科目（2009年度より「マネジメント・シミュレーション」科目に科目名称変更）が誕生したことは大きな成果である。さらに、本会計大学院は2006年度末をもって学年進行期間を満了したことで、本会計大学院自身による自主的かつ責任ある教員人事を可能とするため、2007年度に業績審査委員会規程を制定し、教員人事に関する基準面・手続面についての整備を行い運用している。

項目	評価の視点	レベル	
3-1	専任教員に関して、法令上の基準を遵守しているか。（「告示第53号」第1条第1項）		

<現状の説明>

本会計大学院においては、専任教員に関して法令上の基準（「告示第53号」第1条第1項）を遵守している。

具体的には、平成15年文部科学省告示第53号第1条第1項および平成11年文部省告示百七十五号によれば、会計専門職大学院には、学生収容定員15名について1名の専任教員を置くこととされている。さらに同告示の別表第一および別表第二に定める規定、また同告示の第二号、別表第一および別表第二に定める規定とともに同告示の別表第三に定める規定について全て勘案すると、本会計大学院の収容定員は120名であり、12名の専任教員を要するところ、本年度（2008年10月1日現在）の専任教員数は16名であり、法令により必要とされる専任教員数を上回っている。

項目	評価の視点	レベル	
3-2	専任教員は、1専攻に限り専任教員として取り扱われているか。（「告示第53号」第1条第2項。なお、平成25年度まで、専門職大学院設置基準附則2が適用される。）		

<現状の説明>

本会計大学院においては、専任教員は1専攻に限り専任教員として取り扱っている。

具体的には、本会計大学院には、高度専門職研究科会計専門職専攻 1 専攻のみが開設されている。従って、本会計大学院の専任教員は、会計専門職専攻 1 専攻に限って専任教員とされるものであり、告示第 53 号第 1 条第 2 項を満たしている。また、本年度（2008 年 10 月 1 日現在）においては本学総合キャリア学部との専任（兼任）は 3 名であり、これも専門職大学院設置基準附則 2 が定める範囲内である。

項目	評価の視点	レベル	
3-3	法令上必要とされる専任教員数の半数以上は原則として教授で構成されているか。（「告示第 53 号」第 1 条第 3 項）		

<現状の説明>

本会計大学院では、法令上必要とされる専任教員数の半数以上は教授で構成されている。

具体的には、本年度（2008 年 10 月 1 日現在）においては本会計大学院の専任教員 16 名のうち 15 名が教授であるため、法令上の基準を満たしている。

項目	評価の視点	レベル	
3-4	<p>教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の指導能力を備えているか。</p> <p>1 専攻分野について、教育上または研究上の業績を有する者</p> <p>2 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者</p> <p>3 専攻分野について、特に優れた知識および経験を有する者</p> <p>（「専門職」第 5 条）</p>		

<現状の説明>

本会計大学院においては、専任教員は専門職大学院設置基準第 5 条に定めた規定に全て該当し、かつ、その担当専門分野に関して高度の指導能力を備えている。

具体的には、本会計大学院の専任教員 16 名のうち研究者教員は 7 名であり、そのうち 6 名は教授職である。その 6 名においては全員が名誉教授の称号を持ち、これまでに各専門分野で十分な研究業績・教育実績をあげていることは明確である。また研究者教員の残り 1 名は現在講師職である。この者は博士号取得者であり、これまでに着実に研究・教育実績を積んできている。

専任教員 16 名のうち実務家教員は 9 名である。その 9 名においては全てが 10 年以上の実務経験を有し、かつ各専門分野での著書・論文を有する者であり、いずれも十分な実務能力と指導力を備えている。（資料/「教員の教育・研究業績」参照）

なお、本会計大学院は 2006 年度末をもって学年進行期間を満了した。これに伴い、本会計大学院自身による自主的かつ責任ある教員人事を可能とするため、2007 年度に業績審査委員会を設置した。この業績審査委員会の設置により、専任教員の人事にあたり、その教育研究上・実務上の業績を適切に審査する仕組みを導入している。

項目	評価の視点	レベル	
3-5	専任教員のうち実務家教員数は、当該分野で必要とされる一定の割合が確保されているか。(「告示第 53 号」第 2 条)		

<現状の説明>

本会計大学院においては、専任教員における実務家教員数は、「告示第 53 号」第 2 条に定められた通り、当該分野で必要とされる一定の割合が確保されている。

具体的には、告示第 53 号第 2 条によれば、専任教員数のおおむね 3 割以上は「専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務経験を有し、かつ高度な実務の能力を有する者」とされているところ、本会計大学院では専任教員 16 名の 5 割以上にあたる 9 名が同条にいう実務家教員にあたり、その数において法令の基準を満たしている。

項目	評価の視点	レベル	
3-6	実務家教員は、5 年以上の実務経験を有し、かつ高度の実務能力を有する教員で構成されているか。(「告示第 53 号」第 2 条)		

<現状の説明>

本会計大学院においては、実務家教員は「告示第 53 号」第 2 条に定められた通り、5 年以上の実務経験を有し、かつ高度の実務能力を有する教員で構成されている。

具体的には、本会計大学院の専任の実務家教員 9 名全員はいずれも 10 年以上の実務経験を有している。またそのうち 6 名は今も実務の第一線で活躍している現役の公認会計士であり、豊富な実務経験に加えて、他大学講師職などでの教育実績や、著書・論文などの研究実績なども十分に有している者である。

また公認会計士実務家以外の専任の実務家教員 3 名はいずれも、民間企業での管理職・経営職で長年の実績を有する者であり、加えて他大学教授職にて教育歴がある者、博士号を取得している者など、単なる企業内実務家に留まらない豊富な教育実績・研究実績も有している。

項目	評価の視点	レベル	
3-7	経営系分野の特性に応じた基本的な科目、実務の基礎・技能を学ぶ科目、広い視野や周辺領域の知識を涵養する科目、基礎知識を展開発展させる科目、先端知識を学ぶ科目について専任教員が適切に配置されているか。		

<現状の説明>

本会計大学院においては、経営系分野の特性に応じて設定されている各科目において、専任教員を適切に配置している。

本会計大学院では、教育研究の対象となる専門分野を5つの「領域」と6つの系列に分類し、各系列ごとに授業科目を「基本科目」、「発展科目」、「応用・実践科目」の3つの段階に、体系的に編成している。

「基本科目」については、開設科目9科目（13単位）のうち5科目（9単位）比率にして56%（単位数で換算すると69%）の科目について、専任教員を配置している。

「発展科目」については、開設科目29科目（55単位）のうち20科目（38単位）比率にして69%（単位数で換算すると69%）の科目について、専任教員を配置している。

「応用・実践科目」については、開設科目34科目（71単位）のうち26科目（56単位）比率にして76%（単位数で換算すると79%）の科目について、専任教員を配置している。

<根拠資料>

- ・資料1-3：LEC 会計大学院パンフレット
- ・資料1-4：2008年度 LEC 会計大学院シラバス

項目	評価の視点	レベル	
3-8	経営系専門職大学院において教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任の教授または准教授が配置されているか。		

<現状の説明>

本会計大学院では、経営系専門職大学院において教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任教員（教授 / 准教授）を配置している。

具体的には、本会計大学院では、全体領域「会計基盤系」、会計領域「財務会計系」および「管理会計系」、監査領域「監査系」を教育上主要な、会計専門職業人としてのコアな学修分野であると考えている。また、併せて経営・ファイナンス領域「経営・ファイナンス系」も、高度な会計専門職業人の養成のためには、重要な分野であると考えている。

教育上主要と考える全体領域、会計領域、監査領域に配置される開設科目総数は、38科目（77単位）であり、そのうち29科目（61単位）比率にして76%（単位数に換算して79%）の科目について専任の教授を配置している。

また、併せて重要と考えている経営・ファイナンス領域に配置される開設科目総数は、25 科目（47 単位）であり、そのうち 20 科目（38 単位）、比率にして 80%（単位数に換算して 81%）の科目について専任の教授を配置している。

上記領域における「基本科目」に配置される授業科目については、7 科目（11 単位）のうち 5 科目（9 単位）に専任の教授を配置しており、残り 2 科目のうち 1 科目は、特任教授が担当している。また、上記領域における「応用・実践科目」の「事例研究」科目については、5 科目（10 単位）のうち 4 科目（8 単位）に専任の教授を配置している。なお、会計領域「財務会計系」および「管理会計系」、監査領域「監査系」の「応用・実践科目」に配置している修士論文作成のための演習指導科目については、全て専任の教授が配置されている。

< 根拠資料 >

- ・ 資料 1 - 3 : LEC 会計大学院パンフレット
- ・ 資料 1 - 4 : 2008 年度 LEC 会計大学院シラバス

項目	評価の視点	レベル	
3-9	経営分野において実践性を重視する科目に実務家教員が配置されているか。		

< 現状の説明 >

本会計大学院では、経営分野において実践性を重視する科目について実務家教員を適切に配置している。

具体的には、本会計大学院における実践性を重視する科目として、ビジネス・シミュレーション ・ ・ （2009 年度よりマネジメント・シミュレーション ・ ・ に科目名称変更）、および各系列事例研究科目（財務会計・管理会計・経営・ファイナンス・監査・企業法・租税法）が置かれている。

まずビジネス・シミュレーション ・ ・ については、研究者教員 2 名と実務家教員 2 名がチームとなり指導にあっている。本科目は研究者と実務者双方の教員が一体となって研究開発した新しいスタイルの授業科目である。なお、本科目では毎回の授業に研究者教員と実務家教員とが配置されており、より複雑・高度化する経営環境下においていかに経営の意思決定を行っていくかという実践を想定したシミュレーションを多角度から考察を加えていく内容となっている。

また事例研究科目 7 科目については全ての科目において実務家教員を配置しており、その内訳としては、財務会計・管理会計・監査系・ファイナンス系・租税法の 5 系列は公認会計士実務家が担当、企業法は弁護士実務家が担当、経営系は企業経営実務家が担当している。

<根拠資料>

- ・資料 1 - 3 : LEC 会計大学院パンフレット
- ・資料 1 - 4 : 2008 年度 LEC 会計大学院シラバス

項目	評価の視点	レベル	
3-10	教育上主要と認められる授業科目を兼任・兼任教員が担当する場合、その教員配置は、適切な基準および手続によって行われているか。		

<現状の説明>

本会計大学院においては、教育上主要と認められる授業科目を兼任・兼任教員が担当する場合には、適切な手続きによって行っている。

具体的には、本会計大学院における各授業科目の配置および当該授業科目を担当する教員の配置は、領域・系列別教員分科会とカリキュラム検討委員会での検討を踏まえ、研究科委員会にて審議している。

兼任・兼任教員の任用にあたっては、領域・系列別教員分科会とカリキュラム検討委員会での検討を踏まえ、研究科委員会にて審議している。

<根拠資料>

- ・資料 3 - 1 : LEC 東京リーガルマインド大学大学院 教員任用規則
- ・資料 3 - 2 : LEC 東京リーガルマインド大学大学院 業績審査委員会規程
- ・資料 3 - 3 : LEC 東京リーガルマインド大学 客員教員規程
- ・資料 3 - 5 : LEC 東京リーガルマインド大学 特別任用教員規程

項目	評価の視点	レベル	
3-11	専任教員は、職業経歴、国際経験、年齢や性別のバランス等を考慮して適切に構成されているか。		

<現状の説明>

本会計大学院においては、専任教員は理論と実務とを架橋した実践的な高等教育を行うための適切な構成がなされている。

具体的には、専門職大学院の趣旨は、理論と実務とを架橋して高度の専門性が求められる職業を担うための実践的な高等教育を行うことにある。

本会計大学院では、この趣旨に基づき、教育研究の対象となる専門分野を5つの「領域」と6つの系列に分類し、各系列ごとに授業科目を「基本科目」、「発展科目」、「応用・実践科目」の3つの段階に、体系的に編成しており、特に、全体領域「会計基盤系」、会計領域

「財務会計系」および「管理会計系」、経営・ファイナンス領域「経営・ファイナンス系」を教育目的上重要な分野であると考えている。

「基本科目」の担当教員としては、教育目的上重要な分野において、主に当代随一の研究者教員を任用している。これは、基本科目が各分野における理論の基本・骨格・射程を概観することにより当該分野の全体構造を理解するものであることに鑑み、このような体系的・循環的・螺旋階段的形式での講義を実効あらしめるためには、多くの実務家教員が納得し、尊敬している研究者でないと、到底全体の統制と秩序とを確保することが困難であると判断しているためである。

これに対し、発展科目・応用実践科目については、日々変化する実務のダイナミズムを授業に具体的に反映し、もって実践的な教育を行うという観点から、主に現役の実務家を中心に教員を任用している。

このように、「基本科目」を主に研究者教員、「発展科目」、「応用・実践科目」を実務家教員が体系的に担当することにより、専任教員の構成は、理論と実務とを架橋した実践的な高等教育を行うためにきわめて合理的かつ効果的なバランスとなっている。

項目	評価の視点	レベル	
3-12	教授、准教授、客員教授、任期つき教授、講師、助教等の教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされているか。		

<現状の説明>

本会計大学院においては、教員組織編制のための基本的方針を有しており、かつそれに基づいた教員組織編制がなされている。

本会計大学院の教員組織編制の基本方針は、概略以下の通りである。

- ・ 研究者教員については、できる限り当該分野において最高水準の実績を有する研究者を任用すること。
- ・ 実務家教員については、できる限り現役の実務家を任用すること。
- ・ 研究者教員と実務家教員との交流・協働を積極的に推進すること。
- ・ 教員組織の中に、研究に向けた熱意が満ち溢れるようにすること。

上記方針に基づき、教員任用規則ならびに業績審査委員会規程に従い、領域・系列別教員分科会とカリキュラム検討委員会の意向を踏まえ、業績審査委員会および研究科委員会で審議し、教員組織編制を行っている。

<根拠資料>

- ・ 資料 3 - 1 : LEC 東京リーガルマインド大学大学院 教員任用規則
- ・ 資料 3 - 2 : LEC 東京リーガルマインド大学大学院 業績審査委員会規程

- ・資料 3 - 3 : LEC 東京リーガルマインド大学 客員教員規程
- ・資料 3 - 5 : LEC 東京リーガルマインド大学 特別任用教員規程

項目	評価の視点	レベル	
3-13	教員の募集・任免・昇格について、適切な内容の基準、手続に関する規程が定められ、運用されているか。特に、教育上の指導能力の評価が行われているか。		

<現状の説明>

本会計大学院においては、教員の募集・任免・昇格について適切な基準、手続に関する規程が定められており、かつ適切に運用されている。また、教育上の指導能力の評価についても適切に行われている。

本会計大学院では、教員任用規則ならびに業績審査委員会規程に従って、領域・系列別教員分科会とカリキュラム検討委員会の意向を踏まえ、業績審査委員会および研究科委員会で審議の後、学長の上申に基づき、学校経営委員会にて教員の任免・昇格について決定している。

教育上の指導能力については、業績審査委員会と研究科委員会にて厳格に評価し、兼任教員については研究科委員会にて厳格に評価している。

<根拠資料>

- ・資料 3 - 1 : LEC 東京リーガルマインド大学大学院 教員任用規則
- ・資料 3 - 2 : LEC 東京リーガルマインド大学大学院 業績審査委員会規程
- ・資料 3 - 3 : LEC 東京リーガルマインド大学 客員教員規程
- ・資料 3 - 5 : LEC 東京リーガルマインド大学 特別任用教員規程
- ・資料 3 - 7 : 株式会社東京リーガルマインド 学校経営委員会規則

項目	評価の視点	レベル	
3-14	教員の募集・任免・昇格は、その規程に則って、教授会等の経営系専門職大学院固有の教員組織の責任において適切に行われているか。		

<現状の説明>

本会計大学院においては、教員の募集・任免・昇格は、その規程に則って本会計大学院固有の教員組織の責任において適切に行われている。

具体的には、基準 3 - 13 にて既述の通り、教員任用規則ならびに業績審査委員会規程に従って、領域・系列別教員分科会とカリキュラム検討委員会の意向を踏まえ、業績審査委員会の審査および研究科委員会で審議の後、学長の上申に基づき、学校経営委員会にて教

員の任免・昇格について決定しており、特に教育上の指導能力については、業績審査委員会と研究科委員会にて厳格に評価し、兼任教員については研究科委員会にて厳格に評価している。

制度設計上、教員人事は最終的に、学長の上申に基づき、学校経営委員会にて決定されるが、学校経営委員会は研究科委員会の意義と役割を十分認識し、また尊重している。これを裏付けるものとして、研究科委員会の審議結果が今まで学校経営委員会によって覆された先例は存在しない。

< 根拠資料 >

- ・資料 3 - 1 : LEC 東京リーガルマインド大学大学院 教員任用規則
- ・資料 3 - 2 : LEC 東京リーガルマインド大学大学院 業績審査委員会規程
- ・資料 3 - 3 : LEC 東京リーガルマインド大学 客員教員規程
- ・資料 3 - 5 : LEC 東京リーガルマインド大学 特別任用教員規程
- ・資料 3 - 7 : 株式会社東京リーガルマインド 学校経営委員会規則

項目	評価の視点	レベル	
3-15	任期制の適用や特定分野について高度の知見を有する内外の専門家の処遇など、教育研究の必要性に応じた配慮が可能な制度となっているか。		

< 現状の説明 >

本会計大学院においては、教育研究の必要性に応じた配慮が可能な制度を有している。

具体的には、教育研究の必要性に応じて柔軟に対処しうよう、本会計大学院を含めた本学全体を適用範囲とする特別任用教員、客員教員、客員研究員に関する制度を設けている。特別任用教員および客員教員の任期は原則として当該年度内、客員研究員の任期は原則として 1 年以内であるが、各々、必要に応じて任期の延長が可能であり、また待遇に関しても個別に定めることになっていることから、教育研究の必要性に応じた配慮が可能な制度となっている。

< 根拠資料 >

- ・資料 3 - 3 : LEC 東京リーガルマインド大学客員教員規程
- ・資料 3 - 4 : LEC 東京リーガルマインド大学客員研究員規程
- ・資料 3 - 5 : LEC 東京リーガルマインド大学特別任用教員規程

項目	評価の視点	レベル	
3-16	専任教員の後継者の養成または補充について適切に配慮しているか。		

<現状の説明>

本会計大学院においては、専任教員の後継者の養成または補充については適切に配慮を行っている。本会計大学院の現況については以下の通りとなっている。

まず、本会計大学院では、「基本科目」の担当教員に、主に各分野で当代随一の研究者を任用している。これらの研究者は、一方で教育研究経歴が極めて充実しているものの、他方で比較的高齢である。従って、特に研究者教員における後継者の養成または補充は、本会計大学院の研究教育の水準の維持向上のために極めて重要な課題である。

なお、2007 年度においては、本会計大学院の次代を担う若手の研究者教員として、経営学の博士号を有する 30 代の研究者 1 名を任用した。また、2007 年度には専任教員の任用・昇任に関して、その教育・研究・実務・管理運営上の業績を審査する業績審査委員会を設置した。この業績審査委員会の設置により、若手の研究者教員をはじめとする各専任教員の成長を公正かつ適切に評価する体制が確立された。

研究者教員の後継者の養成に関しては今後も継続的に取り組んでいく。

<根拠資料>

- ・資料 3 - 2 : LEC 東京リーガルマインド大学大学院 業績審査委員会規程

項目	評価の視点	レベル	
3-17	専任教員の授業担当時間は、教育の準備および研究に配慮したものとなっているか。		

<現状の説明>

本会計大学院においては、専任教員の授業担当時間は、教育の準備および研究活動に配慮したものとなっている。

具体的には、本会計大学院における本年度（2008 年 10 月 1 日現在）の各専任教員の授業負担の程度は、年間担当単位が平均して 8.06 単位である。研究科長職にある者は 2 単位であるが、その他専任教員の担当単位数は 6～12 単位であり、教育の準備および研究への配慮において妥当な範囲といえる。

特に、本会計大学院では、研究活動の一環として「LEC 会計大学院紀要」の発行、「LEC 会計大学院叢書」の発刊を重視している。特に大学院紀要は、2006 年に「LEC 会計大学院紀要第 1 号」を発行以降、毎年継続して発行しており、現在、既に第 5 号（2009 年 3 月）を発行するに至っている。

項目	評価の視点	レベル	
3-18	専任教員に対する個人研究費が適切に配分されているか。		

<現状の説明>

本会計大学院においては、専任教員に対する個人研究費は適切に配分されている。

具体的には、本会計大学院の専任教員は、毎月 5 万円を上限として研究図書を購入することができる。また、専任教員には、毎月の報酬に含まれる形で、一定額が個人研究費の意味合いで支給されている。

項目	評価の視点	レベル	
3-19	研究専念期間制度（サバティカル・リーブ）等、教員の研究活動に必要な機会が保証されているか。		

<現状の説明>

本会計大学院においては、研究専念期間制度（サバティカル・リーブ）等、教員の研究活動に必要な機会の保証に関しては以下のような状況にある。

本年度（2008 年 10 月 1 日現在）における本会計大学院の専任教員の授業負担は、3-17 に既述の通りであり、その負担はそれほど大きくはない。よって本会計大学院の専任教員は、常に研究に集中できる時間を確保できる環境にあるといえる。

なお、本会計大学院は 2005 年度開設であり、未だ教育研究の端緒に立ったところである。いわゆるサバティカル（研修休暇制度。欧米の例では 7 年程度に一度研究のための有給休暇を 1 年程度取得できる。）については、今後の本会計大学院における教育研究の達成状況も見極めつつ、適切に検討するよう努めていく。

項目	評価の視点	レベル	
3-20	専任教員の教育活動について、適切に評価する仕組みが整備されているか。		

<現状の説明>

本会計大学院においては、専任教員の教育活動について、適切に評価する仕組みを整備されている。具体的には、以下の通りとなっている。

本会計大学院では、開設年度から FD 活動の一環として、各授業科目の最終回に、学生に対して、教員の授業評価アンケートを実施し、その結果を教員にフィードバックするとともに、2006 年度からは、各授業科目毎の集計結果を教員および学生に公開（希望するものに関覧を可とする）している。また、開設年度から「基本科目」群と「発展科目」群に配

置されるほとんどの授業科目は、メディア（DVD）収録しており、教員相互間での視聴が可能となっており、教員相互の評価が可能な体制となっている。

専任教員の昇任の際は、上述の授業評価アンケートやメディア（DVD）収録した授業状況等を素材として、FD 委員会、領域・系列別教員分科会の意向を踏まえ、業績審査委員会での審査の後、研究科委員会にて審議するという仕組みが整備されている。

< 根拠資料 >

- ・ 資料 2 - 11 : 2008 年度 授業評価アンケートフォーム
- ・ 資料 3 - 2 : LEC 東京リーガルマインド大学大学院 業績審査委員会規程

項目	評価の視点	レベル	
3-21	専任教員の研究活動について、適切に評価する仕組みが整備されているか。		

< 現状の説明 >

本会計大学院においては、専任教員の研究活動について、適切に評価する仕組みは整備されている。具体的には、以下の通りとなっている。

本会計大学院では、研究活動として「LEC 会計大学院紀要」の発行、「LEC 会計大学院叢書」の発刊を重要視している。紀要の発行については、紀要編集委員会がその役割を担っている。紀要編集委員会は、各教員の研究論文や研究発表を取りまとめるとともに、研究者教員と実務家教員との対談や座談会等を企画するなど、本会計大学院の研究活動の活性化に努めており、専任教員の研究活動を評価できる機関として存在している。

専任教員の昇任の際は、紀要編集委員会、FD 委員会、領域・系列別教員分科会の意向を踏まえ、業績審査委員会での審査の後、研究科委員会にて審議するという仕組みが整備されている。

< 根拠資料 >

- ・ 資料 3 - 2 : LEC 東京リーガルマインド大学大学院 業績審査委員会規程
- ・ 資料 3 - 8 : LEC 会計大学院紀要（第 1 号～第 5 号）
- ・ 資料 3 - 12 : LEC 会計大学院叢書（第 1 巻 / 第 2 巻）

項目	評価の視点	レベル	
3-22	専任教員の経営系専門職大学院の運営への貢献について、適切に評価する仕組みが整備されているか。		

<現状の説明>

本会計大学院においては、専任教員が本会計大学院の運営に対する貢献について、適切に評価する仕組みは整備されている。

具体的には、本会計大学院の専任教員が属する各種委員会における活動状況を、適宜、研究科委員会や学長に報告しており、評価が可能な体制となっている。

専任教員の昇任の際は、各種委員会の活動状況を素材として、業績審査委員会での審査の後、研究科委員会にて審議するという仕組みが整備されている。

<根拠資料>

- ・資料3-2：LEC 東京リーガルマインド大学大学院 業績審査委員会規程

【点検・評価】

(1) 本会計大学院の使命・目的および教育目標達成のための専任教員の適切な配置について

まず、本会計大学院の使命・目的および教育目標を達成することができるよう、本会計大学院では、16名の専任教員(教授15名・講師1名)で組織されている。これは法令上の設置要件を満たしているだけでなく、教育上重要と考えている「全体」、「会計」、「経営・ファイナンス」、「監査」の各領域に専任教員が適切に配置されていることから評価できる。

また、高度な職業上の倫理観、専門的能力、応用能力・論理展開能力等を基礎とする高度の思考能力および判断力を有する質の高い会計専門職業人の養成のため、各領域の理論の基本と骨格を理解するための科目については主に研究者教員を、また、より高度な実践的判断力や論理的思考能力の養成をするための科目については主に実務家教員を配置している点についても十分評価できる。

ただし、法律領域に関しては、現在、専任教員が配置されておらず、暫定的に兼任教員を配置している状況にあるので、法律領域においても専任教員を配置していく必要があると考える。

(2) 専任教員の教育研究活動のための規程整備や評価方法の確立について

本会計大学院は、将来にわたり教育研究活動を維持するに十分な教育研究能力や専門的知識・経験を備えた教員を任用するために、2007年度に業績審査委員会規程を制定し、教育・研究上また実務上の業績をより厳格に審査できる体制を整備し運用していることは評価できる。

【今後の方策】

(1) 本会計大学院の使命・目的および教育目標達成のための専任教員の適切な配置について

2009年度に向けて、特に法律領域の主要授業科目において専任教員を配置できるよう検討を行っていく。

(2) 専任教員の教育研究活動のための規程整備や評価方法の確立について

2009年度は本会計大学院も開設5年目を迎えることから、今まで以上に教育研究成果を広く社会へ発信していくことが重要となってくる。特に本会計大学院では研究者教員と実務家教員の連携、共同による活動を重要視していることから、これらの活動を一層推進していくための新たな教員組織や評価体制について検討を行っていく。